

世界に売り込め！ほくいく輸出サポートメール

令和6年7月5日 No.126
北 陸 農 政 局

もくじ

○農林水産省等からのお知らせ

【新着】

- ◆《お知らせ》輸出証明書の発行等に関する手続規程の一部改正（タイ向け輸出食品）について **New!**
- ◆《お知らせ》インド向け輸出食品の製造施設登録が9月から完全義務化されます
- ◆《公募》令和5年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち投資可能性調査緊急支援事業の公募について（3次公募）
- ◆《お知らせ》「食品事業者向け補助事業等一覧」について
- ◆《お知らせ》「『祝！GI登録×北陸食べて応援・頑張ろう！能登』コラボ企画～万能調味料『いしり・いしる』を味わってみい～」 **New!**

【再載】

- ◆「園芸作物の輸出産地形成支援に係る東海・北陸ブロック説明会」の開催について
- ◆ 令和6年能登半島地震からの営農再開に向けた相談窓口の設置について
- ◆ 令和6年能登半島地震 農業・食品産業等に関する相談窓口の設置について
- ◆ 令和6年能登半島地震による農林水産関係被害への支援策について

○GFPクラブ

★GFPの登録数は令和6年7月1日現在 9,422 件

=====

農林水産省等からのお知らせ

【新着】

- ◆輸出証明書の発行等に関する手続規程の一部改正（タイ向け輸出食品）について
タイに輸出する一部の食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙 TH01「タイ向け輸出食品の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。
今般、当取扱要綱について、認定施設の更新手続及び認定施設に関する認定事項の変更等の手続等の改正を行いましたので、お知らせいたします。

詳細はコチラ（農林水産省 HP）↓

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#thailand_GMP

- ◆インド向け輸出食品の製造施設登録が9月から完全義務化されます

インド政府は、インド向けに輸出する以下の食品を製造する場合、2023年2月1日（水曜日）から、インド政府による製造施設の登録が必要となる旨のTBT通報を行いました。

また、インド政府は2024年4月、当該登録が行われていない施設からの輸出を認めるのは2024年8月31日までであり、当該登録に係る情報は、貨物が出港する30日前までにインド政府に共有される必要がある旨を公表しました。

詳しくはこちら（農水省 HP）↓

[インド向け輸出食品の製造施設登録について：農林水産省（maff.go.jp）](#)

- ◆令和5年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち投資可能性調査緊急支援事業の公募について（3次公募）

令和5年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査緊急支援事業（3次公募）を公募しています

本事業は、事業者による投資可能性調査の支援を通じて、我が国農林水産物・食品の海外でのサプライチェーン構築に向けた投資案件形成を図ることで、日本産農林水産物・食品の輸出拡大を目指すものです。

詳しくはこちら（農水省 HP）↓

◆「食品事業者向け補助事業等一覧」について

農林水産省では、食品事業者が活用できる補助事業等を一覧した「食品事業者向け補助事業等一覧」を公開しています。

同一覧では、食品産業において活用するスマート技術の開発や導入、産地との連携や原材料調達先の多角化、加工施設の整備など、生産性向上や国産原料の利用促進に向け、各省庁・機関が実施するさまざまな支援メニューを紹介しています。

一覧はコチラ↓

[seisansei-59.pdf（maff.go.jp）](#)

◆「『祝！GI登録×北陸食べて応援・頑張ろう！能登』コラボ企画～万能調味料『いしり・いしる』を味わってみい～」

北陸農政局では、「北陸食べて応援」の一環として、本年3月に地理的表示（GI）保護制度により認定された「いしり・いしる」を活用したメニューを、金沢広坂合同庁舎1階の食堂にて、7月の毎水曜日に提供します。

詳しくはこちら（農水省 HP）↓

[「祝！GI登録×北陸食べて応援・頑張ろう！能登」コラボ企画：北陸農政局（maff.go.jp）](#)

【再載】

◆「園芸作物の輸出産地形成支援に係る東海・北陸ブロック説明会」の開催について
（申込期限7月10日）

農林水産省北陸農政局では、令和6年7月22日（月曜日）に「園芸作物の輸出産地形成支援に係る東海・北陸ブロック説明会」を対面及びオンライン（Microsoft Teams）のハイブリット形式で開催いたします。

詳しくはこちら（農林水産省北陸農政局HPリンク）

[「園芸作物の輸出産地形成支援に係る東海・北陸ブロック説明会」の開催について：北陸農政局](#)

◆令和6年能登半島地震からの営農再開に向けた相談窓口の設置について

令和6年2月19日（月）より、石川県下に北陸農政局・石川県・JAグループによる相談窓口を開設します。ご希望の方へは対面によるご相談にも対応いたします（予約制）。

また、新潟県下、富山県下、福井県下に相談窓口を開設しています。

◇相談窓口設置場所

(1) 石川県

- JAのと本店（鳳珠郡穴水町字大町ほの95番地）TEL：0120-338-250
 - JA内浦町営農経済課（鳳珠郡能登町字行延260）TEL：0120-338-560
 - JA能登わかば旧徳田支店（七尾市国下町チ部1番地5）TEL：0120-338-570
 - JA志賀本店（羽咋郡志賀町末吉新保向1番地）TEL：0120-338-720
 - 石川県珠洲農林事務所（珠洲市野々江町シ-32）TEL：0120-338-760
 - 石川県農業会館（金沢市古府1丁目220）TEL：0120-338-633
- ※希望者には対面による相談にも対応（予約制）

(2) 新潟県、富山県、福井県

- ・新潟県：新潟県拠点地方参事官室
TEL：025-228-5216

https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/n_soudan_madoguti.html

- ・富山県：富山県拠点地方参事官室
TEL：076-441-9318

https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/t_soudan_madoguti.html

- ・福井県：福井県拠点地方参事官室
TEL：0776-30-1611

https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/f_soudan_madoguti.html

◇受付時間

(1) 石川県

9時00分～17時00分（土日・祝日も電話により対応）

(2) 新潟県、富山県、福井県

9時00分～17時00分（平日）

※土日・祝日は下記へお問合せください。

北陸農政局 令和6年能登半島地震 農業・食品産業等に関する相談窓口

TEL：076-232-4217

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/hokuriku/form/kikaku/notojishinR6.html>

◆令和6年能登半島地震 農業・食品産業等に関する相談窓口の設置について

令和6年能登半島地震による災害等に関する相談窓口を設置しています。

◇相談窓口

設置場所：北陸農政局 企画調整室

◇相談・お問い合わせ方法

下記の電話又は問い合わせメールフォームでお問い合わせください。

・電話：076-232-4217（企画調整室）

・メールフォーム

[令和6年能登半島地震 農業・食品産業等に関する相談窓口：北陸農政局 \(maff.go.jp\)](mailto:maff.go.jp)

◆令和6年能登半島地震による農林水産関係被害への支援策について

令和6年能登半島地震被害により被災された農林漁業者の皆様が、営農意欲を失わず1日も早く経営再建できるように、農林水産関係被害への支援対策を取りまとめ、対策のポイントや被災された農林漁業者の皆様向けの資料を作成しました。

◇被災者の生活と生業支援のためのパッケージ概要（農林水産関係）

農林水産関係の支援パッケージを一枚にまとめたものです。

<https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-98.pdf>

◇令和6年能登半島地震により被災された農林漁業者の皆様へ（農林水産関係被害への支援策）

被災された農林水産関係者の皆様に支援策を知っていただき、ご活用いただけるように資料をまとめました。

「何かをしたい」ときに「どんな支援策」があるか、その「支援内容」と「お問合せ先」を整理しています。

<https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-100.pdf>

◇被災者の生活と生業支援のためのパッケージ本文（農林水産関係）

農林水産関係の支援パッケージの本文です。

[r6notojishin-72.pdf \(maff.go.jp\)](https://www.maff.go.jp/j/saigai/attach/pdf/r6notojishin-72.pdf)

◇被災者の生活と生業支援のためのパッケージ（外部リンク）

政府全体の被災者の生活と生業支援のためのパッケージです。

[令和6年能登半島地震「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージについて](#)

GFPクラブからのお知らせ

★令和6年7月1日現在のGFPの登録数は9,294件

令和6年7月1日現在で、GFPの登録数が9,422件（うち農林水産・食品事業者は5,188件）となりました。

北陸農政局管内（新潟県・富山県・石川県・福井県）の登録数は377件（うち農林水産・食品事業者は256件）となりました。

GFP会員登録すると、専門家による輸出診断、GFPコミュニティーサイトにおける事業者同士の直

接マッチング、各種情報提供などのサービスが受けられます。

詳しくはこちら → <https://www.gfpl.maff.go.jp/>

※GFPとは、Global Farmers/Fishermen/Foresters/FoodManufacturers Project の略称で、農林水産省が推進する日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクトです。

発行 北陸農政局農林水産物等輸出促進チーム

(北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課)

E-mail : hokuriku_yusyutsu@maff.go.jp

TEL : 076-232-4233

★過去のサポートメール、ご意見・ご要望、メール配信の登録・変更・停止は、下記 URL によりお願いします。

<http://www.maff.go.jp/hokuriku/food/export//mm.html>